

パブリックコメント手続の実施結果について

- ・ 案件名 伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）
- ・ 実施期間 平成30年8月31日（金）から平成30年10月1日（月）まで
- ・ 担当課 企画部市政戦略課
- ・ 意見提出数 1人・20件

「伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）」に対していただいたご意見と市の考え方

No.	条	意見内容	市の考え方
1	題名	<p>（条例の名称） <u>「伊東市長汚職防止条例」に修正する。</u> <理由等> 本条例は、旧前伊東市長の汚職事件を契機として、その再発を防止するためにこそ制定されなければならないと考えます。そもそもこの場合、倫理とは己を律することだと思しますので、倫理を条例で扱うことには違和感を覚えます。また、条例制定の背景から考えると、既にいくつかの自治体で制定されている政治倫理条例に倣うのではなく、明確に市長の汚職を防止するための伊東市独自の条例として制定すべきだと考えます。</p>	<p>本条例は、刑罰や取締りを目的としたものではなく、市長等が自ら進んでその倫理性の保持を自覚するよう責務を定めるものであり、本人の自覚を促すことにより政治倫理の確立を期すこととしているものです。</p> <p>また、倫理を条例で扱うことについては、国家公務員においては国家公務員倫理法が、各地方公共団体においては、広く倫理条例が規定されており、特段、問題はないものと考えております。</p>
2	1	<p>「<u>（目的）</u> <u>第1条 この条例は、市長（副市長が市長の職務を代理するに至ったときはその副市長を含む）の汚職を防止するため、市長の汚職を抑止する環境を醸成するなどの必要な措置を講じる</u></p>	<p>市長に副市長、教育長を解職、罷免できる権限があることは承知していますが、副市長や教育長は、議会の同意を得て選任又は任命し、選挙権を有する住民による解職請求の対象となり、市政運営に広範に携わることから、公選による政治家であ</p>

	<p><u>ことにより、また、市長の職務の執行を不断の市民の監視下に置くことにより、市政に対する市民の信頼を回復、確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」に修正する。</u></p> <p><理由等></p> <p>市長には、副市長、教育長を解職、罷免できる権限があるので、副市長、教育長を市長と同列に扱うことは不相当と考えます。この条例では市長に絞って扱うべきだと考えます。</p> <p>本条例の目的は、既にいくつかの自治体で制定されているいわゆる政治倫理を市長に求めるものではなく、市長の汚職を抑制する環境の醸成と市長の職務を不断の市民の監視下に置くという二つの視点に立脚すべきだと考えます。</p>	<p>る市長だけでなく、副市長や教育長も条例の対象としたところ です。</p> <p>本条例の目的は、市長の職務を市民の不断の監視下に置くことに主眼を置くのではなく、あくまでも、市長、副市長、教育長の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置として、政治倫理基準、市長の資産等の公開に関する手続及び市民の調査請求権等を定めることにより、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することと考えています。</p>
3	<p>2</p> <p><u>「(市長及び市民の責務)</u></p> <p><u>第2条 市長は、その市政を執行する権能が市民の信託によるものであることを深く自覚し、自ら進んでその高潔性を明らかにし、誠実に職務を執行しなければならない。</u></p> <p><u>2 市民は、主権者として、市長の職務が誠実に執行されるよう監視しなければならない。」に修正する。</u></p> <p><理由等></p> <p>市長の誠実な職務の執行にとって、市民の信託によるもの自覚だけでは不十分であり、進んで高潔性を明らかにする積極性も必要であると考えます。</p> <p>市長が誠実に職務を執行することが主眼であり、市民に倫理</p>	<p>第1項については、「自ら進んでその高潔性を明らかにし、」を追加するご意見を反映し、原案を修正します。なお、「市長等」を「市長」に修正するご意見については、上記に記載のとおり、副市長や教育長は、議会の同意を得て選任又は任命し、選挙権を有する住民による解職請求の対象となり、市政運営に広範に携わることから、公選による政治家である市長だけでなく、副市長や教育長も条例の対象としたところであるので、修正は行いません。</p> <p>以上により、条例(案)第2条第1項を以下のとおり修正します。</p> <p>第2条 市長等は、その市政を執行する権能が市民の信託によ</p>

		<p>観を求める条例ではありませんから、ここで、市民に自覚を促したり、何々を行ってはならないという市民に対する禁止あるいは規制に言及すべきではないと考えます。</p> <p>この場面では、市長の職務を監視することが、市民の責務であると考えます。</p>	<p>るものであることを深く自覚し、<u>自ら進んでその高潔性を明らかにし、誠実に職務を執行しなければならない。</u></p> <p>第2項については、市民に対しても、主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持つとともに、市長等に対し、権限を不正に行使させるような働きかけを行うことを禁じる趣旨の規定を定めたものであり、「市民が主権者として、…監視しなければならない」という関係性はここでは当たらないと考えています。</p>
4	3	<p><u>「(汚職防止基準)</u></p> <p><u>第3条 市長は、次の各号に掲げる汚職防止基準を遵守しなければならない。ただし、直ちに法令違反となる行為については、該当法令に基づかなければならない。</u></p> <p><u>(1) 理由の如何、慣習の如何を問わず、その地位又は権限を利用して金品を授受しないこと。</u></p> <p><u>(2) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、市長の後援団体についても当該寄附を受領させないこと。</u></p> <p><u>(3) 市及び市の出資法人が締結する売買、賃借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分その他の行為に関し、特定の者のために有利な取り計らいをしないこと。</u></p> <p><u>(4) 市職員の公正な職務の執行を妨げ、その権限を不正に行使するよう働き掛けないこと。</u></p>	<p>倫理を条例で扱うことについては、国家公務員においては国家公務員倫理法が、各地方公共団体においては、広く倫理条例が規定されており、特段、問題はないものと考えています。</p> <p>第1号は「理由、慣習」といった条件を付けずとも、「その地位又は権限を利用して金品を授受しないこと。」と規定しており、意味合いとしてはご意見の趣旨と変わりないと考えていることから、原案どおりといたします。</p> <p>第5号については、市民全体の奉仕者として品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならないことを定めるものであり、第1号から第4号までに掲げる行為に該当しなくても、市民から不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を禁止する趣旨の規定であり、他の地方公共団体の条例においても同様の表現が使用されていることから、原案どおりといたします。</p>

		<p><u>(5) その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に修正する。</u></p> <p><理由等></p> <p>そもそも倫理とは己を律するものですから、倫理基準などというものを条例で定めて、それに従わせるというのはおかしい話です。倫理という言葉に冠した法律や条例は既にあるとはいえ、伊東市の状況に即して、倫理という言葉は不相当だと考えます。</p> <p>また、案の(5)「品位と名誉を害するような一切の行為を慎み」は余りに抽象的に過ぎ、基準として客観的な評価ができないので、削除すべきだと考えます。</p>	
5	新規	<p><u>「(職員の通報義務)</u></p> <p><u>第4条 職員(副市長を含む。)は、市長が前条に規定する汚職防止基準に抵触する行為をしたことを知ったときは、速やかに第6条(原文は「第5条」)に規定する市政監察委員会に通報しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項により通報した職員に対して、通報したことを理由に不当な(原文は「不平等な」)扱いをしてはならない。」を追加する。</u></p> <p><理由等></p> <p>職員は、市長の身近で汚職に関わる情報を知りやすい場合もある訳ですから、条例により通報の義務を課すことにより、通報する職員の逡巡による精神的な負担を軽減できるものと考え</p>	<p>職員の通報義務については、「公益通報者保護法」に基づく、「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」の趣旨等を適切に取り扱うことにより、内部職員等からの通報によるリスク管理等を通じて、適切に行政事務を遂行し、地方自治に対する市民の信頼の確保並びに地域住民の生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するものと考えていることから、改めて条例により義務を課す必要はないものと考えています。</p>

		<p>えます。</p> <p>職員の地位保全を担保しておくことは大事なことだと考えます。</p>	
6	新規	<p><u>「(会議等の記録の作成)</u></p> <p><u>第5条 市長は、市長が出席する会議、交渉、打合せ、陳情等の対応等（以下「会議等」という。）は、市長の発言内容を含めてその記録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長一人で出席する会議等については、市長自らその記録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項及び第2項により作成した記録は、適正な方法により管理しなければならない。」を追加する。</u></p> <p><理由等></p> <p>佃前市長の汚職事件を事前に感知することができなかったのは、市長がする交渉に係る記録が作成されていないことに大きな要因があると思われるので、市長の汚職防止には、記録の作成が必要であることは言うまでもないと考えます。記録の作成を義務化することにより、汚職の抑止が働くものと考えます。</p>	<p>会議等の記録の作成については、市長の汚職防止に関する面だけでなく、広く公正かつ適正な事務の執行に関わる課題であり、市長等の政治倫理に関する条例に記載することは、その意義をより狭く解するおそれがあることから、条例にはあえて記載せず、原案どおりといたします。</p>
7	新規	<p><u>「(市政監察委員会の設置)</u></p> <p><u>第6条 市長の汚職防止に関する調査等を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市政監察委員会（以下「監察委員会」という。）を置く。」を追加する。</u></p>	<p>本条例の目的は、市長の汚職防止の観点から、市長の職務を市民の不断の監視下に置くことに主眼を置くのではなく、あくまでも、市長、副市長、教育長の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置として、政治倫理基準、市長の資産等の公開に関する手続及び市民の調査請求権等を定めることにより、市</p>

		<p><理由等></p> <p>市長の汚職防止を具体的に扱う機関として、「市政監察委員会」を設置すべきだと考えます。伊東市という行政組織自身が己を律する仕組みを持つことが即ち伊東市の倫理を保持することになります。</p> <p>市長（仮にそれが機関であるとしても）に倫理を要求する制度をつくるのではなく、伊東市自身の内に、己を律する仕組みをつくるのが大事だと考えます。それが組織の矜持というものだと考えます。そして、そのことが組織の品位を向上させることにつながるものと考えます。</p> <p>市長を監察する機関が、法的に市長（執行機関）の付属機関だということもおかしいかも知れませんが、この機関を法的に位置づけるには許容の範囲だと考えます。</p>	<p>政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することと考えています。よって、市政監察委員会を置く考えはありません。</p> <p>政治倫理審査会が、法的に市長（執行機関）の付属機関だということは許容の範囲だと考えています。</p>
8	新規	<p><u>「(監察委員会の所掌事務)</u></p> <p><u>第7条 委員会は、次の事由があった場合は、市長の汚職防止に係る事実関係について調査等を行う。</u></p> <p><u>(1) 第3条第1項各号に掲げる汚職防止基準に抵触するおそれがあると監察委員会が判断したとき</u></p> <p><u>(2) 第4条（原文は「第3条第2項」）による通報があり、監察委員会が調査等の必要があると判断したとき</u></p> <p><u>(3) 市民から第3条第1項各号に掲げる汚職防止基準に抵触するおそれがあるとの通報があり、監察委員会が調査等の必要があると判断したとき</u></p>	<p>政治倫理審査会においては、第三者的な立場から、政治倫理に関し審査、調査することとしています。</p> <p>条例（案）第15条に規定する「市民調査請求権」について、資産報告書等に事実と異なる記載がなされている疑いがあるときや条例（案）第3条に規定する政治倫理基準、第22条に規定する請負等に関する遵守事項に違反する疑いがあるときは、選挙権を有する市民50人以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付し、市長に対し調査を請求できるとしていますが、これは、ご意見のとおり不確かあるいは偽の理由による調査請求権の乱用を防止する観点から定めたものです。</p>

	<p><u>(4) その他市長に汚職の恐れがあると監察委員会が判断したとき</u></p> <p><u>2 監察委員会は、前項の調査等を行うため、市長その他の関係人に対し、説明又は資料の提供等を求めることができる。</u></p> <p><u>3 市長は、監察委員会の調査等に協力しなければならない。</u></p> <p><u>4 監察委員会は、調査等に関し次の各号の行為をしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 調査の過程で、適切なきに市長から事情を聞くこと。</u></p> <p><u>(2) 調査等の結果を公表すること。</u></p> <p><u>(3) 調査等の結果、市長に違法性があると判断したときは、捜査機関に通報すること。」を追加する。</u></p> <p><理由等></p> <p>監察委員会の所掌事務は、第三者的な立場から汚職防止にかかる事実関係を調査等することです。</p> <p>市民が汚職と疑われる市長の行為を発見したとしても、何人以上の連署がなければ、通報できないような重たい仕組みではなく、広く情報収集という視点から考えて、一人であっても通報を受ける仕組みにすべきと考えます。不確かあるいは偽の情報もあろうかと思しますので、そこは監察委員会が判断することになります。</p>	<p>なお、前述のとおり、監察委員会を置く考えはありません。</p>
9	<p>新規</p> <p><u>「(監察委員会の組織及び委員)</u></p> <p><u>第8条 監察委員会は、委員7人以内で組織し、法律又は会計に関する専門的知識を有する者等のうちから、議会が推薦し市</u></p>	<p>政治倫理審査会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による市長の附属機関であることの趣旨を踏まえ、議会の推薦を得ることなく、市長が委嘱することとしています。</p>

	<p><u>長が委嘱する。</u></p> <p><u>2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>3 監察委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。</u></p> <p><u>4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</u></p> <p><u>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>6 職員若干名をもって監察委員会の事務局にあてる。</u></p> <p><u>7 市長は監察委員会の事務局員の職務の執行を妨げてはならない。</u></p> <p><u>8 委員及び事務局員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</u></p> <p><u>9 監察委員会の事務局に関し必要な事項は監察委員会の会長が別に定める。」を追加する。</u></p> <p><理由等></p> <p>監察委員の選任に当たっては市長の恣意性を排除するために、「議会」が推薦すべきだと考えます。</p> <p>監察委員の効果的、合理的な業務を担保するため、条例に事務局の設置を明記すべきだと考えます。</p>	<p>事務局の設置については、審査会の運営手続に関することも含め、条例には規定せず、別途、市長が定めることを考えています。</p> <p>なお、前述のとおり、監察委員会を置く考えはありません。</p>
10	<p>新</p> <p>規</p> <p><u>「(監察委員会の会議)</u></p> <p><u>第9条 監察委員会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに選任された委員による最初の監察委員会については、市長が</u></p>	<p>政治倫理審査会で取り扱う案件は、市長から求められた「資産等報告書等の審査」及び「資産等報告書等に事実と異なる記載がなされている疑いがあるときや条例(案)第3条に規定す</p>

	<p><u>これを招集する。</u></p> <p><u>2 監察委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 監察委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 監察委員会の会議は、非公開とする。</u></p> <p><u>5 監察委員会の会議は、会議記録を作成する。」を追加する。</u></p> <p><理由等></p> <p>監察委員会の職務の性格上、市長以外の個人名等の個人情報を扱わざるを得ませんので、非公開にすべきと考えます。</p> <p>監察委員会の公正性は、会議記録で担保できると考えます。ただし、これを公開（一部公開を含む）できるか否かは、また、別の判断が働く場合もあろうかと考えます。</p> <p>総体としては、監察委員会は調査等の結果を公表することとされていますので、そこでも公正性は担保できると考えます。</p>	<p>る政治倫理基準、第22条に規定する請負等に関する遵守事項に違反する疑いがあるときの調査」であり、市民の関心も高いことが予想されることから、会議は、原則公開としていますが、出席委員の3分の2以上の同意をもって、非公開とすることができる旨の規定を設けていることから、必要に応じ、個人情報等への配慮がなされるものと考えています。</p> <p>会議記録の公開の是非については、審査会に諮って決定することを想定しています。</p> <p>なお、前述のとおり、監察委員会を置く考えはありません。</p>
11	<p>新 規</p> <p><u>(報酬及び費用弁償)</u></p> <p><u>第10条 監察委員は無報酬とする。</u></p> <p><u>2 監察委員の費用弁償の額は、伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和22年伊東市条例第3条)に定めるその他法令及び条例に規定する委員の例による。</u></p> <p><理由等></p> <p>市長との利害関係をできるだけ希薄にするため、無報酬とし</p>	<p>政治倫理審査会は、地方自治法第138条の4第3項に定める附属機関であり、地方自治法第203条の2第4項の規定により、報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、条例で規定しなければならないとされています。</p> <p>本市で設置している附属機関においても所要の報酬及び費用弁償を支給していること、また、報酬を受け取ることにより、市長との利害関係が深まることにつながるとは言えないことから、その他法令及び条例に規定する委員の例により、報酬及</p>

		ます。	び費用弁償を支給することを想定しています。 なお、前述のとおり、監察委員会を置く考えはありません。
12	4～ 18	<p>※「<u>政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例</u>」は、<u>本条例とは切り離し廃止しない。</u></p> <p>※<u>条例（案）第4条から第18条までは、以下のとおり、「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」の一部改正として扱う。</u></p> <p><理由等></p> <p>市長の資産の公開に関する事項は、市長の汚職防止と密接に関連するものですが、それはそれで、従来の条例としておくべきだと考えます。いくつかの自治体がそうしているように、市長の資産の公開に係る条例を統合することにより、「汚職防止」の意味合いが薄れてしまうものと考えています。</p>	政治倫理審査会において「資産等報告書等」の審査を求めることとしていることから、「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」と本条例は切り離すことができないため、附則で経過措置を設けた上で廃止することとしています。
13	4	<p>「<u>政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例</u>」の第2条として、<u>条例（案）のとおりに改正する。</u></p> <p><理由等></p> <p>「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に関わる事項として考えます。</p>	政治倫理審査会において「資産等報告書等」の審査を求めることとしていることから、「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」と本条例は切り離すことができないため、附則で経過措置を設けた上で廃止することとしています。
14	5	<p>「<u>政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例</u>」の第3条として、<u>改正しないものとする。</u></p> <p><理由等></p> <p>「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に関わる事項として考えます。</p>	政治倫理審査会において「資産等報告書等」の審査を求めることとしていることから、「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」と本条例は切り離すことができないため、附則で経過措置を設けた上で廃止することとしています。

15	6	<p><u>「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」の第4条として、改正しないものとする。</u></p> <p><理由等></p> <p>「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に関わる事項として考えます。</p>	<p>政治倫理審査会において「資産等報告書等」の審査を求めることとしていることから、「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」と本条例は切り離すことができないため、附則で経過措置を設けた上で廃止することとしています。</p>
16	7	<p><u>条例（案）のとおり、「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」の第5条を改正する。</u></p> <p><理由等></p> <p>「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に関わる事項として考えます。</p>	<p>政治倫理審査会において「資産等報告書等」の審査を求めることとしていることから、「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」と本条例は切り離すことができないため、附則で経過措置を設けた上で廃止することとしています。</p>
17	8～ 18	<p><u>条例（案）第8条から第18条まで、「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」に記載しない。</u></p> <p><理由等></p> <p>公開された市長の資産等に関する書類を審査する必要はないと考えます。公開により、市長の資産の状況を不断に市民の監視と批判の下におくものだと思いますので、行政が設置した組織が審査し、なにがしらの結論を出してしまったのでは、「公開」の意味が薄まってしまうものと考えます。従って、「政治倫理審査会」の設置は必要ないと考えます。</p> <p>倫理は自らを律することです。また、独り慎むことです。人の倫理を審査するのでは、品位に欠け、名誉を貶める行為になってしまうのではないかと考えます。</p>	<p>政治倫理審査会において「資産等報告書等」の審査を求めることとしていることから、「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」と本条例は切り離すことができないため、附則で経過措置を設けた上で廃止することとしています。</p> <p>公開された市長の資産等に関する書類を、第三者的な立場から、政治倫理審査会において審査することは、意義があるものと考えています。また、政治倫理審査会での審査により、「公開」の意味が薄まるとは考えていません。</p> <p>本条例は、刑罰や取締りを目的としたものではなく、市長等が自ら進んでその倫理性の保持を自覚するよう責務を定めるものであり、本人の自覚を促すことにより政治倫理の確立を期すこととしているものであり、政治倫理の審査により、品位に</p>

			欠けることや名誉を貶める行為につながるとは考えていません。
18	19 ～ 21	<u>※条例（案）を削除すべきである。</u> ＜理由等＞ 「市長の汚職を防止するため、市長の汚職を抑止する環境を醸成するなどの必要な措置を講じることにより、また、市長の職務の執行を不断の市民の監視下に置くことにより、市政に対する市民の信頼を回復、確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与する」という本条例案（私の条例案）の目的とは、場面が違うのではないかと思いますので、条例（案）第19条から第21条は削除すべきと考えます。	本条例の目的は、市長の汚職防止の観点から、市長の職務を不断の市民の監視下に置くことに主眼を置くのではなく、あくまでも、市長、副市長、教育長の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置として、政治倫理基準、市長の資産等の公開に関する手続及び市民の調査請求権等を定めることにより、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することと考えています。
19	22 ～ 23	<u>※条例（案）第8条から第21条の削除等に伴い、条例（案）第22条を第11条に、第23条を第12条とする。</u>	政治倫理審査会において「資産等報告書等」の審査を求めることとしていることから、「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」と本条例は切り離すことができないため、附則で経過措置を設けた上で廃止することとしています。
20	附 則	<u>※附則第2項及び第3項を削除する。</u> ＜理由等＞ 廃止してはならないと考えるため。	政治倫理審査会において「資産等報告書等」の審査を求めることとしていることから、「政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例」と本条例は切り離すことができないため、附則で経過措置を設けた上で廃止することとしています。